

改正

平成24年3月22日条例第6号

平成24年7月2日条例第26号

平成25年7月1日条例第25号

白河市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、もってこどもの保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費及び家族療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(対象者)

**第3条** この条例において、医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、白河市に住所を有するこどもの保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている場合は、この限りでない。

(助成)

**第4条** 市長は、こどもに係る疾病又は負傷について、対象者が保険給付を受けた場合に支払うべき一部負担金の額（付加給付があった場合は、当該付加給付の額を控除した額）を限度として助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について他の法律の公費負担がある場合は、この限りでない。

2 対象者が医療保険各法に規定する高額療養費の支給を受けることができる場合は、規則で定めるところにより算定した額をもって前項に規定する対象者の一部負担金の額とするものとする。

3 白河市国民健康保険条例（平成17年白河市条例第105号）第3条の3の規定の適用を受けた対象者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(助成の方法)

**第5条** 前条第1項の規定による助成は、助成する額を保険給付を行った医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより行うことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

**第6条** 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正行為による助成金の返還)

**第7条** 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させなければならない。

(第三者行為に係る助成金の返還)

**第8条** 市長は、こどもが第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成した金額の返還を求めることができる。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(白河市乳幼児医療費の助成に関する条例及び白河市小学生医療費の助成に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白河市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成17年白河市条例第86号）

(2) 白河市小学生医療費の助成に関する条例（平成21年白河市条例第12号）

（経過措置）

3 この条例による医療費の助成は、平成22年7月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月22日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（白河市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の白河市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（白河市国民健康保険条例の一部改正）

3 白河市国民健康保険条例（平成17年白河市条例第105号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（白河市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の白河市国民健康保険条例の規定は、平成24年7月1日以後の療養の給付に係る一部負担金から適用し、同日前の療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年7月2日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（白河市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の白河市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（白河市国民健康保険条例の一部改正）

3 白河市国民健康保険条例（平成17年白河市条例第105号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（白河市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の白河市国民健康保険条例の規定は、平成24年10月1日以後の療養の給付に係る一部負担金から適用し、同日前の療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年7月1日条例第25号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の白河市国民健康保険条例第3条の2の規定は、平成25年5月10日から適用する。